



平成27年5月15日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所  
代表者名 代表取締役社長 芝 龍太郎  
(コード番号: 6335 東証第1部)  
問合せ先 執行役員総務部長兼経理部長 根本 伸  
(TEL 03-3451-8154)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第158回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条および第427条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第28条（取締役の責任免除）および第37条（監査役の責任免除）の規定を新設するとともに、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第28条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> 第 28 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 28 条～第 35 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 37 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 36 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条～第 44 条 (現行どおり)</p>